

病児保育予約システム補助事業補助金等交付要綱

令和 6 年 1 1 月 1 日 こども家庭局長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、利用者の利便性向上及び施設の負担軽減を図るため、神戸市病児保育事業実施要綱に基づき実施する病児保育事業（以下「病児保育事業」という。）において、病児保育予約システム（以下「予約システム」という。）の導入及びその利用に必要な経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助事業等の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、病児保育事業を実施する者とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助事業等の対象となる経費は、予約システムの導入（既存システム改修による導入を含む）及びその利用に必要な経費とし、当該補助事業等の期間に発生する経費を前年度に支払う場合についても対象とする。なお、予約システムの導入にあたっては、神戸市と事前に協議を行うこととする。

(補助金等の額)

第 4 条 補助金等の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を上限とする。

- (1) 導入費 40 万円
 - (2) 病児保育事業における利用料 35 万円
- 2 補助対象事業者が過去に本事業における導入費に係る補助金の交付を受けている場合は、導入費に係る補助金については対象外とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金等の交付を受けようとする者は、病児保育予約システム補助事業補助金等交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第 13 条に規定する差額について、追加で補助金等の交付を受けようとする者は、交付を受けた当該年度中に、次に掲げる書類を市長まで提出しなければならない。
 - (1) 病児保育予約システム補助事業補助金等差額支給申請書（様式第 13 号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金等の交付決定を行うときは、病児保育予

約システム補助事業補助金等交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、病児保育予約システム補助事業補助金等不交付決定通知書（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金等の交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

（補助事業等の変更等）

- 第7条 補助対象事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは病児保育予約システム補助事業補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは病児保育予約システム補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し承認することが適当であると認めたときは、その旨を病児保育予約システム補助事業補助金等交付決定変更通知書（様式第6号）又は病児保育予約システム補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

- 第8条 補助対象事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。
- (1) 病児保育予約システム補助事業等実績報告書（様式第8号）
 - (2) 予約システムに係る経費の支払いが確認できる書類

（交付額の確定）

- 第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。
- (1) 病児保育予約システム補助事業補助金額等確定通知書（様式第9号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（交付の時期）

- 第10条 市長は、補助金等の交付額の確定後、補助金等を交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第6条第1項の決定に係る補助事業等の完了の前に、補助金等の交付予定額の全部または一部について概算払いをすることができる。

(補助金等の請求)

第11条 第6条第1項により病児保育予約システム補助事業補助金等交付決定通知書(様式第2号)による通知を受けた者は、補助金等の交付を受けようとするときは、病児保育予約システム補助事業補助金等交付請求書(様式第10号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助対象事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を病児保育予約システム補助事業補助金等交付決定取消通知書(様式第12号)により当該補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(差額の支給)

第13条 要綱改正により、第4条の補助金等の額が改定された場合、改正前の要綱に基づいて改正年度に交付された者に限り、追加で差額の交付を受けることができる。

この差額は、補助対象経費と改正後の補助上限額を比較して、小さい方から交付済額を差し引いた額とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月17日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。